

取組の3つの柱

本条例の制定とともに、たばこによる健康への影響から市民を守る取組を進めていきます。

1

たばこを吸わない人を育てます

- 1 | 家庭や地域において、子どもがたばこに接する機会をなくす。
- 2 | 子どもとその保護者が、たばこについて学ぶ機会を増やす。

- 主な取組**
- 「喫煙防止講座」を全小・中学校で定期的実施する。
 - 高校・大学等でも「喫煙防止講座」を開催し、喫煙可能な年齢が身近に迫っている又は達している年代への教育を推進する。
 - 母子健康手帳やマタニティ&赤ちゃんガイドを活用して、母子健康手帳交付時に本人やパートナー等の喫煙が母体や胎児に及ぼす影響などに関する指導を行う。

2

たばこを吸わない習慣を身に付けます

- 1 | たばこが与える健康への影響など、たばこに関する正しい知識の普及を図る。
- 2 | 喫煙者への保健指導等により、禁煙を促す。

- 主な取組**
- 定期的に禁煙相談日を設け、気軽に保健師等に相談できる体制を整える。
 - ふくろい健康保健室(出張保健センター)や各種健診などの事業の中で、講話や禁煙相談などを実施し、広く正しい知識の普及を図る。

3

たばこを吸わない人を守ります

- 1 | 子どもと一緒にいる空間で喫煙しないようにする。
- 2 | 施設の禁煙化や分煙対策の徹底を図る。

- 主な取組**
- 20歳未満の方や妊婦と同じ空間での喫煙を制限する。(プライベート空間含む)
 <例>…子どもがいる部屋、子どもが同乗している車内等
 - 18歳以下の子どもが主に利用する施設(幼稚園、学校等)や隣接道路、公共施設等における受動喫煙防止対策を強化する。

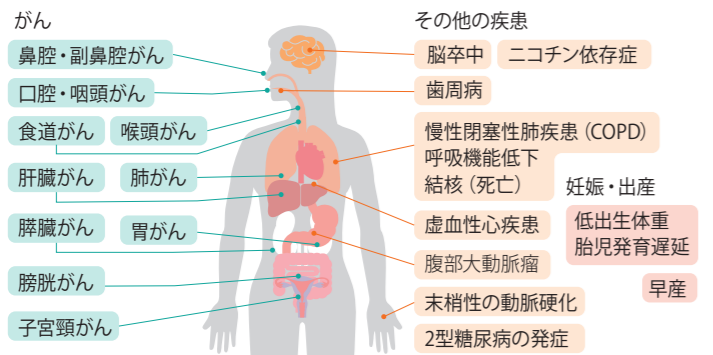


たばこが与える健康への影響

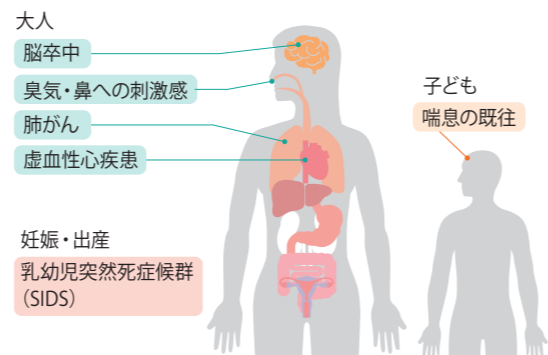
コラム

たばこから発生する煙には、喫煙者が吸う「主流煙」のほか、たばこの先端から発生する「副流煙」、喫煙者の呼気とともに排出される「呼出煙」があり、この副流煙と呼出煙が「受動喫煙」の原因となります。たばこには、様々な物質が含まれており、喫煙者本人はもちろん、周囲の方々の健康にも影響を及ぼすことが明らかとなっています。(特に、子どもや妊婦は、受動喫煙の影響をより強く受けると言われています。)

喫煙による健康への影響(レベル1)



受動喫煙による健康への影響(レベル1)



※レベル1…科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である。(厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(2016年)より)

未来を担う子どもと妊婦を守ります

- 取組**
- ☑ たばこを吸わない人を守ります
 - ☑ たばこを吸わない習慣を身に付けます
 - ☑ たばこを吸わない人を育てます

「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」を制定しました

施行日
 令和3年
 7月1日

- 健康寿命の延伸
- まちの健康増進
- 市民の健康増進
- 喫煙者の減少

たばこによる健康への影響のないまちをめざします！

なぜ条例を作ったの？

国や県で受動喫煙防止対策が進められる中、日本一健康文化都市の実現を目指す袋井市では、受動喫煙防止対策に加え、喫煙者の減少に努めるほか、たばこによる健康への影響から、「未来を担う子どもや妊婦」を守ることに重点を置き、更に一歩踏み込んだ対策を講じていくため、本条例を制定しました。今後は、制定した条例に基づき、市、市民、保護者及び事業者の協働により、たばこによる健康への影響のないまちを目指して取り組んでいきます。



たばこの定義

たばこ事業法に規定する製造たばこ及び製造たばこ代用品をいいます。

条例の対象となるたばこ



袋井市総合健康センター健康づくり課健康企画室

電話：0538-84-6127 FAX：0538-42-7276 E-mail：kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp



(市HP)

市の責務

たばこによる健康への影響から市民を守るため、市民、保護者、事業者その他関係者と協力して、たばこに関する対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

市民の責務

たばこによる健康への影響についての理解を深め、市が実施するたばこに関する対策に協力するとともに、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮するよう努めます。

みんなで
たばこによる
健康への影響の
ないまちを
めざします！



保護者の責務

喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、その監護する20歳未満の方の周囲で喫煙しないとともに、その監護する20歳未満の方が喫煙等をしないよう家庭等での環境づくりに努めます。

事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、たばこによる健康への影響を生じさせることのない環境を整備し、たばこによる健康への影響についての理解を深めるほか、市が実施するたばこに関する対策に協力するよう努めます。

具体的な規制を伴う内容

1 20歳未満の方及び妊婦の周囲における喫煙制限

自宅や車内など、たとえプライベート空間であっても、20歳未満の方及び妊婦の周囲での喫煙を控えましょう。



2 歩きたばこ等の制限

20歳未満の方の喫煙等の誘発防止及び喫煙による危険防止のため、市内で歩きたばこ等をしないよう努めましょう。



3 屋内及び屋外における受動喫煙の防止

施設の分類ごとに規制を定めていますので、遵守しましょう。

たばこに関する教育及び啓発

- 市は、広く市民に対し、たばこによる健康への影響に関する啓発を行います。
- 市は、市内の小中学校の児童及び生徒、高等学校の生徒並びに大学等の学生に対し、たばこによる健康への影響に関する教育を推進します。
- 事業者は、その従業員等に対し、たばこによる健康への影響に関する啓発を行うよう努めます。

20歳未満の方の喫煙等の誘発防止

20歳以上の方の喫煙等が、20歳未満の方の喫煙等を誘発するおそれがあることを理解し、周囲の状況に配慮しましょう。

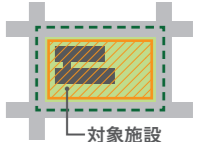







条例のポイント

- ◆ 市民(特に20歳未満の方や妊婦)の健康を守る
- ◆ 受動喫煙だけでなく、喫煙にまで踏み込んでいる
- ◆ 罰則はなく、市、市民、事業者等の協働により取り組んでいく
- ◆ 喫煙者の排除ではなく、受動喫煙の防止や自発的な禁煙が目的

施設の類型

喫煙禁止場所の範囲

施設の類型		喫煙禁止場所の範囲
18歳以下の子どもが主に利用する施設 (保育所(園)、こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校など)		敷地内完全禁煙 隣接道路喫煙不可 【努力義務】 
第1種施設	市所管施設 ● 聖隷袋井市民病院	敷地内完全禁煙 
	市所管外施設 ● 開業医 ● 大学 ● 東海アクシス看護専門学校 ● 薬局 など	屋内禁煙 ● 屋外原則禁煙 ※特定屋外喫煙場所設置不可【努力義務】 
	市所管施設 ● 市役所 ● 浅羽支所 ● 総合健康センター など	敷地内完全禁煙 
	市所管外施設 ● 法務局 ● 土木事務所 ● 警察署 ● 消防庁舎 など	屋内禁煙 ● 屋外原則禁煙 ※特定屋外喫煙場所設置不可【努力義務】 
第2種施設	市所管施設 ● コミュニティセンター ● 公園 ● メロープラザ ● 図書館 など	敷地内完全禁煙 
	市所管外施設 ● 中遠聖苑 ● 中遠クリーンセンター など	屋内禁煙 ● 屋外原則禁煙 ※特定屋外喫煙場所設置不可【努力義務】 